



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

663	介護保険法による指定訪問介護事業所の指定の取消し	(長寿社会課).....	1
664	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
665	〃	(〃).....	2
666	保安林予定森林	(森林整備課).....	2
667	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	2
668	〃	(〃).....	3
669	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
670	道路の供用開始	(〃).....	4
671	道路の区域変更	(〃).....	4
672	道路の供用開始	(〃).....	4
673	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	5
674	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	5
675	南海橋本林間田園都市・三石台第七地区建築協定の認可	(建築住宅課).....	6
676	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	6

○ 教育委員会告示

4	令和2年度和歌山県立高等学校生徒募集定員	7
---	----------------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

58	参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	9
----	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第663号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定に基づき、指定訪問介護事業所の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づき公示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3071300606	合資会社ドリーム愛	合資会社ドリーム愛	和歌山県橋本市高野口町田原199番地	訪問介護	令和元.11.7

和歌山県告示第664号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011700907	グループホーム じんべえ	紀の川市貴志川町井ノ口1591-2	短期入所(空床型)	特定なし	合同会社ライフサポートじんべえ	紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	令和元.11.1

和歌山県告示第665号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3021700921	グループホーム じんべえ	紀の川市貴志川町井ノ口1591-2	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社ライフサポートじんべえ	紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	令和元.11.1

和歌山県告示第666号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市下川上字桑原1096

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第667号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第668号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市本宮町本宮字上稜所1147番40地先から同市本宮町大居字船丈2964番1地先まで	旧	11.50 } 49.30	723.30	

同上	新	12.30 } 49.30	723.30	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第670号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 田辺市本宮町本宮字上萩所1147番40地先から同市本宮町大居字船丈2964番1地先まで

供用開始の期日 令和元年11月12日

和歌山県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日高印南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字美里字向島75番1地先から同町大字美里字向島79番地先まで	旧	4.79 } 11.96	47.20	
同上	新	9.36 } 13.83	47.20	

和歌山県告示第672号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日高印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字美里字向島75番1地先から同町大字美里字向島79番地先まで

供用開始の期日 令和元年11月12日

和歌山県告示第673号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
北（109）、箕島（110）、初島（205）、竹田（206）、西谷（505）、中御堂（562）、辰ヶ浜（563）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
牛屋首谷川（2-325-1-015）、赤木谷川（2-325-1-016）、地獄谷東川（2-325-1-018）、岩ノ谷川（2-325-1-019-2）、菖蒲谷川（2-325-2-007）、大山谷（2-325-3-004）、丸山谷川（2-325-1-028）、村谷川（2-325-2-009）、塚本西谷川（2-325-1-036）、塚本北谷川（2-325-1-037）、山田川（2-321-1-008）、別所西谷（2-321-2-005）、とが北谷（2-321-2-006）、とが谷川（2-321-2-007）、新田谷（2-321-2-009）、上ノ池谷（2-321-2-010）、滝北谷川（2-325-1-031）、高畑谷川（2-325-1-032）、北山北谷川（2-325-1-033）、畑谷川（2-325-1-034）、荒見（101）（Ⅰ-20047）、荒見（102）（Ⅱ-20125）、荒見（103）（Ⅱ-20127）、荒見（105）（Ⅱ-20129）、東三谷（101）（Ⅰ-20046）、東三谷（102）（Ⅱ-20131）、名手上（101）（Ⅰ-20048）、名手上（102）（Ⅱ-20163）、名手上（103）（Ⅱ-20164）、名手上（104）（Ⅱ-20165）、名手上（105）（Ⅱ-20166）、名手上（107）（Ⅱ-20168）、北涌（101）（Ⅰ-20049）、北涌（102）（Ⅰ-20050）、北涌（103）（Ⅱ-20171）、北涌（105）（Ⅱ-20173）、北志野（101）（Ⅱ-20227）、丸栖（101）（Ⅰ-20051）、丸栖（102）（Ⅰ-20052）、西山（101）（Ⅰ-20053）、国主（101）（Ⅰ-20054）、国主（103）（Ⅱ-20223）、国主（104）（Ⅱ-20224）、国主（105）（Ⅱ-20225）、国主（106）（Ⅱ-20226）、麻生津中（103）（Ⅰ-20043）、西脇（112）（Ⅰ-20045）、麻生津中（101）（Ⅱ-20148）、麻生津中（102）（Ⅱ-20149）、江川中（101）（Ⅱ-20151）、名手下（101）（Ⅱ-20152）、名手下（102）（Ⅱ-20153）、平野（103）（Ⅱ-2018

7)、平野(104)(Ⅱ-20188)、平野(105)(Ⅱ-20189)、平野(106)(Ⅱ-20190)、平野(107)(Ⅱ-20191)、平野(108)(Ⅱ-20192)、平野(109)(Ⅱ-20193)、平野(110)(Ⅱ-20194)、平野(111)(Ⅱ-20195)、平野(113)(Ⅱ-20197)、平野(114)(Ⅱ-20198)、西脇(106)(Ⅱ-20229)、西脇(107)(Ⅱ-20230)、西脇(108)(Ⅱ-20231)、西脇(109)(Ⅱ-20232)、西脇(111)(Ⅱ-20234)、西脇(113)(Ⅱ-20235)、西脇(114)(Ⅱ-20236)、西脇(115)(Ⅱ-20237)、西脇(116)(Ⅱ-20238)、登尾(101)(Ⅱ-20126)、北山(101)(Ⅱ-20132)、北山(102)(Ⅱ-20162)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

地獄谷川(2-325-1-017)、岩ノ谷川(2-325-1-019-1)、車谷(2-325-3-005)、彦九郎谷(2-325-3-006)、行者谷川(2-325-1-035)、安養寺谷川(2-325-1-038)、笠松谷(2-321-2-008)、乙女北谷(2-325-1-029)、国主(102)(Ⅰ-20055)、西脇(110)(Ⅱ-20233)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第675号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・三石台第七地区建築協定を令和元年10月30日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第676号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年11月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) カード基体 300枚×3入(一般) 36箱

- (2) カード基体 300枚×3入(優良) 47箱
- (3) カード基体 300枚×3入(新規) 4箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 2本
- (5) IC用リボンセット(2,000枚×1入×7種) 40箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 4個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年10月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入(一般)
1箱当たり | 474,210円 |
| (2) カード基体 300枚×3入(優良)
1箱当たり | 474,210円 |
| (3) カード基体 300枚×3入(新規)
1箱当たり | 474,210円 |
| (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり | 165,660円 |
| (5) IC用リボンセット(2,000枚×1入×7種)
1箱当たり | 154,000円 |
| (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1個当たり | 17,600円 |
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

令和2年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

令和元年11月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

- 1 全日制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。
- 2 定時制の課程
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。
- 3 通信制の課程
和歌山県立伊都中央高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

令和2年度 和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1 (第1項関係)
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
橋本	普通科	4	160
	※1 普通科(県立中)	1	40
紀北工業	機械科	2	80
	電気科	1	40
紀北農芸	システム化学科	1	40
	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
笠田	環境工学科	1	40
	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
粉河	情報処理科	1	40
	普通科	5	200
那賀	理数科	1	40
	普通科	6	240
貴志川	国際科	1	40
	普通科	3	120
和歌山北	人間科学科	1	40
	普通科(北校舎)	7	280
	普通科(西校舎)	2	80
和歌山	スポーツ健康科学科	2	80
	総合学科	4	160
向陽	普通科	5	200
	※1 環境科学科	2	80
桐蔭	普通科	5	200
	※1 普通科(県立中)	2	80
和歌山東	普通科	6	240
星林	普通科	6	240
	国際交流科	1	40
和歌山工業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	1	40
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和歌山商業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	7	280

別表第2 (第2項関係)
〔定時制の課程〕

学校名	学科名(コース名等)	学級数	定員
海南	普通科(海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
(美里分校)	普通科(大成校舎)	1	40
	普通科	1	40
箕島	普通科(普通)	1	40
	普通科(スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有田中央	総合学科(総合)	3	120
	※2 総合学科(福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐久	普通科	5	200
日高	普通科	5	200
	※1 総合科学科	1	40
(中津分校)	普通科	1	40
紀央館	普通科	3	120
	工業技術科	1	40
南部	普通科	2	80
	食と農園科	3	120
(龍神分校)	普通科	1	40
田辺	普通科	5	200
	※1 自然科学科	2	80
田辺工業	機械科	2	80
	電気電子科	1	40
神島	情報システム科	1	40
	普通科	3	120
熊野	経営科学科	3	120
	看護科	1	40
串本古座	総合学科	4	160
	普通科	3	120
新宮	普通科	5	200
新翔	総合学科	3	120
合計		162	6,480

学校名	学科名	学級数	定員		
※3 伊都中央	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
粉河	普通科	夜間	1	40	
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70	
		夜間	1	30	
和歌山工業	普通科	情報会計科	夜間	1	30
		機械電気科	夜間	1	40
海	普通科	建築科	夜間	1	40
		普通科	夜間	1	40
耐久	普通科	夜間	1	40	
日高	普通科	夜間	1	40	
※3 南紀	普通科	昼間	1	35	
		夜間	1	30	
新宮	普通科	夜間	1	40	
合計		16	575		

※3 単位制高等学校である伊都中央、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3 (第3項関係)
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
伊都中央	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南紀	普通科	

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち1クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち2クラス
- 日高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26人以内とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,384,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	世耕 弘成	所属党派	自由民主党	期間 5月31日から 8月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	貴志 宣昭				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,125,000 円	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	政党	8,377,437 円	家屋費	4,789,880 円	
			選挙事務所費	4,775,180 円	
			集会会場費	14,700 円	
			通信費	196,082 円	
			交通費	6,280 円	
			印刷費	1,663,200 円	
			広告費	3,974,760 円	
			文具費	44,428 円	
			食糧費	307,144 円	
その他の寄附	件	円	休泊費	371,951 円	
その他の収入		円	雑費	1,061,472 円	
今回計		8,377,437 円	今回計	13,540,197 円	
前回計		円	前回計	円	
総計		8,377,437 円	総計	13,540,197 円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	259,200 円
	ビラの作成	702,000 円
	ポスターの作成	702,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	110,160 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	140,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	150,000 円
	政見放送のための録画等	3,099,000 円
	計	5,162,760 円

報告書受理年月日	令和元年8月3日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	藤井 幹雄	所属党派	無所属	期間 5月13日から 8月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	上田 清之				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	905,000 円	
国民民主党	政党	5,000,000 円	家屋費	356,806 円	
			選挙事務所費	356,806 円	
			集会会場費	円	

その他の寄附	件	円	通信費	円
その他の収入		円	交通費	22,600 円
今回計		5,000,000 円	印刷費	2,159,000 円
前回計		円	広告費	4,105,876 円
総計		5,000,000 円	文具費	12,666 円
			食糧費	123,763 円
			休泊費	332,542 円
			雑費	63,368 円
			今回計	8,081,621 円
			前回計	円
			総計	8,081,621 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	280,000 円
ビラの作成	689,000 円
ポスターの作成	1,190,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	132,840 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000 円
政見放送のための録画等	2,996,600 円
計	5,623,440 円

報告書受理年月日	令和元年8月2日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	藤井 幹雄	所属党派	無所属	期間 8月26日から 8月26日まで 第2回分
出納責任者氏名	上田 清之			

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	円	
			家屋費	円	
			選挙事務所費	円	
			集会会場費	円	
			通信費	14,315 円	
			交通費	円	
			印刷費	2,030,022 円	
			広告費	36,720 円	
			文具費	円	
			食糧費	円	
その他の寄附	件	円	休泊費	円	
その他の収入		円	雑費	円	
今回計		円	今回計	2,081,057 円	
前回計		5,000,000 円	前回計	8,081,621 円	
総計		5,000,000 円	総計	10,162,678 円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	280,000 円
ビラの作成	689,000 円
ポスターの作成	1,190,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	132,840 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000 円
政見放送のための録画等	2,996,600 円
計	5,623,440 円

報告書受理年月日	令和元年8月28日	第2回報告分
----------	-----------	--------